

こ支家第181号  
令和6年3月29日

都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局長

### 里親支援センターの設置運営について

今般、児童福祉法の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、里親支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第11条第4項に規定する業務をいう。以下同じ。）を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設として、新たに里親支援センターが創設されることとなった。

このため、里親支援センターにおける設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省第63号）によるほか、「里親支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

## 里親支援センター設置運営要綱

### 1 目的

里親支援センターは、里親支援事業を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）に従事する者（以下「里親等」という。）、その養育される児童（以下「里子等」という。）並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする施設とする。

### 2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、地方公共団体又は社会福祉法人等であって、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあつては、その長とする。以下同じ。）が適当と認めた者とする。

### 3 設備

里親支援センターには、次の設備を設けるものとする。

(1) 事務室

(2) 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者（以下「利用者」という。）が訪問できる相談室等

(3) その他、事業を実施するために必要な設備

ただし、児童福祉施設、その他の社会福祉施設に附置する場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し支えない。

また、設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

### 4 職員

里親支援センターには、センターの長のほか、里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）、里親等支援員及び里親研修等担当者（里親トレーナー）を置かなければならない。なお、これらの者はすべて専任とする。

① 里親支援センターの長は、次のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有する者とする。

ア 法第 13 条第 3 項各号のいずれかに該当する者

イ 里親として 5 年以上の委託児童（法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により里親に委託された児童をいう。以下同じ。）の養育の経験を有する者又はファミリーホームの養育者等（児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 1 条の 10

に規定する養育者等をいう。以下同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

- ② 里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

イ 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力（里親制度等以外の分野において、当該分野の普及促進又は営業活動等を行った経験を含む。）を有すると認める者

- ③ 里親等支援員は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

イ 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親等への支援の実施に関して、都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

- ④ 里親研修等担当者（里親トレーナー）は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

イ 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

## 5 業務内容

里親支援センターは、週5日間・平均40時間以上は開所を原則とし、以下に定める業務を全て実施する。

(1) 里親制度等普及促進・リクルート業務

里親制度その他の児童の養育に必要な制度（以下「里親制度等」という。）の普及促進を行うとともに、里親になろうとする者の開拓を行うこと。

里親制度等の普及促進に当たっては、講演会及び説明会等の実施時期、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。

里親になろうとする者の開拓に当たっては、希望者の年齢層や希望する理由、里親制度等を知ったきっかけ等について十分把握し、里親になるためにはどのような取組が有用なのかを検討するとともに、里親等になることへの不安や負担感を軽減すること。

(2) 里親等研修・トレーニング業務

次の①から③を行うこと。

① 基礎研修、登録前研修及び更新研修

ア 養育里親研修

研修の対象者、実施方法等については、「養育里親研修制度の運営について」（平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により定められたものとする。

イ 専門里親研修

研修の対象者、実施方法等については、「専門里親研修制度の運営について」（平成 14 年 9 月 5 日雇児発第 0905003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により定められたものとする。

ウ 養子縁組里親研修

研修の対象者、実施方法等については、「養子縁組里親研修制度の運営について」（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 37 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により定められたものとする。

② 未委託里親等に対する研修・トレーニング

委託児童を養育していない里親など、都道府県知事が適当と認めた里親（以下「未委託里親等」という。）に対し、次のア及びイを行うものとする。

ア 未委託里親等の養育技術の習熟度の状況により必要な期間を通じて、次の（i）から（iii）について継続かつ反復して実施すること。

（i）事例検討・ロールプレイ

（ii）外部講師による講義の実施

（iii）施設及び既にこどもが委託されている里親宅等における実習

イ 未委託里親等の養育技術の習熟度について把握するため、研修・トレーニングを終了した里親のリストを作成すること。

ウ （i）の事例検討における事例の設定に当たっては、未委託里親等が里親になろうとした動機や委託児童の特性等の未委託里親等の個々の状況を考慮すること。

③ その他、里親等並びに里親になろうとする者に対する研修・トレーニングに資する業務

### (3) 里親等委託推進業務

次の①から④を行うこと。

#### ① 里親等とのマッチング

ア 家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切である判断されたこどもについて、そのこどもに最も望ましいと考えられる委託候補里親等を選定するとともに、委託に向けて、里親等とこどもとの間の調整又はその支援等を行うこと。

イ 委託候補里親等の選定にあたっては、「里親委託ガイドラインについて」

(平成 23 年 3 月 30 日雇児発 0330 第 9 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) の別紙「里親委託ガイドライン」の内容を踏まえ、こどもの最善の利益が確保されるよう、こどもと里親等との交流や関係調整を十分に行うこと。

ウ 最も望ましい里親等への委託となるよう、児童相談所や児童養護施設等と連携しながら相性確認等を行い、こどもと里親等との交流や短期間の宿泊体験等を実施するよう努めること。

エ 上記のほか、里親等に対し、施設に入所しているこどもとの交流の機会を設けるなど、こどもや施設に対する理解を深めるための取組を実施すること。

#### ② 自立支援計画への助言等

ア 里親等へ委託されたこどもの養育の内容や自立に向けた支援内容等について記載した自立支援計画を児童相談所が策定・定期的な見直しをする際に連携を図るとともに、自立支援計画に基づき行われる里親等の養育に対する支援を行うこと。

ただし、都道府県等や児童相談所と協議の上、里親支援センターが主体として自立支援計画を策定する場合には、②イに示す事項に留意するとともに、『「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」について』（令和 6 年 3 月 29 日こ支家第 185 号こども家庭庁支援局長通知) の別添「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)で示した内容を十分に踏まえること。

イ 連携に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- ・ 自立支援計画は、こども及びその保護者並びに里親等の意向を十分に尊重するとともに、児童相談所及び関係機関の意見や協議などを踏まえ作成されるものであること。
- ・ 自立支援計画は、こどもの養育の内容、こども及び里親等の生活全般についての解決すべき課題、こども及び里親等に対する支援の目標並びに達成時期、こども及び里親等に対する支援の内容並びにその他都道府県知事が必要と認める事項について規定するものであること。
- ・ 自立支援計画を作成した後は、計画が適切に実行されているか十分把握するとともに、目的の達成状況などから、支援効果について客観的な評価を行

うなど、定期的（３～４か月に１回程度）に計画の見直しを行われるものであること。

③ 里親委託等推進委員会の開催又は参画

関係機関と連携し、里親等への委託を円滑に進めるため、都道府県の単位又は児童相談所の単位において、里親委託等推進委員会を開催又は参画すること。

なお、里親委託等推進委員会の開催に当たっては、次の（i）から（iv）に留意すること。

（i）里親委託等推進委員会は、児童相談所、里親支援センター、民間フostering機関、児童養護施設等及び里親等により構成すること。

また、必要に応じて学識経験者や市町村、社会的養護経験者等も加えること。

（ii）里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親等委託に関する目標を設定すること。

（iii）里親委託等推進委員会は、事業の実施に当たり必要な助言・指導を行うこと。

（iv）里親委託等推進委員会は、里親支援事業の実施状況について、第三者による視点からの評価を行うことができること。この場合、委員会の構成員に必ず学識経験者を加えること。

（v）里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得たこどもや里親等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならないこと。

④ その他、里親等委託推進に資する業務

（４）里親等養育支援業務

次の①から⑤を行うこと。なお、業務の実施に当たっては、里親等のみならず、その養育される児童（実子も含む。）も支援対象となるという観点からの支援を行うこと。

① 里親等への情報提供・訪問支援

ア 利用者に対し、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

イ 里親家庭等に定期的に訪問し、里子等の養育環境の把握や、利用者への支援等を行うこと。

② レスパイト・ケアの調整

ア 里親等がレスパイト・ケアを必要とする場合に、乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホーム及びその他都道府県等が適当と認めた施設（以下「実施施設等」という。）の間の調整を行うこと。

イ 里親等が円滑にレスパイト・ケアを利用できるよう、受入先となる実施施設等と予め里親等に関する情報を共有しておくこと。

ウ 里親支援センターのみならず、乳児院や児童養護施設に配置されている里親支援専門相談員が、施設の機能や専門性を活かし、里親等や里子等並びに里親になろうとする者を支援することも効果的であることから、レスパイト・ケアの受け入れを通じて、里親等と里親支援専門相談員の信頼関係を築くよう努めること。

エ 実施に当たっては、「里親及びファミリーホーム養育者の一時的な休息のための援助の実施について」（令和4年2月18日子発0218第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）で示した内容を十分に踏まえて実施すること。

### ③ 里親等による相互交流

ア 里親等及び里親になろうとする者と乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所しているこどもや、里親等及び里親になろうとする者による相互の交流の場を提供し、情報交換や養育技術の向上等を図ること。

イ 相互交流は定期的を実施するものとし、必要に応じて児童相談所の職員、児童福祉司経験者、里親支援専門相談員、里親経験者などに参加を求めるとともに、未委託里親や里親になろうとする者が参加しやすい交流の実施に努めること。

### ④ 里親等による援助活動

ア 里親等又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者（以下「援助者」という。）を里親等からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など援助活動を行うこと。

イ 特に、新たに里親登録を行った者が円滑にこどもの委託を受けることができるよう、委託前に、里親家庭における養育を体験することができる機会を設けるほか、委託後に里親として養育経験のある者を派遣してこどもの養育を支援すること。

ウ 里親等から援助の依頼があった場合には、援助者・里親等の双方の調整を行い、援助の期間、内容などを決定すること。

エ 援助者は、当該里親等や当該里親等に委託されているこども等と面識があるなど、当該委託されているこども等の援助にも有効と認められる者であることが望ましいこと。

オ 援助に当たっては、こどもの委託後間もないときや里親等が養育に不安を感じ始めたとき、多人数を委託しているとき等、里親等の状況を把握し、適切な援助が受けられるよう留意する必要があることから、必要な情報を援助者に提供こと。

カ 援助終了後、援助者に援助結果の報告を求め、必要な場合には援助の継続について調整を行うこと。

### ⑤ その他、利用者に対する養育支援に資する業務

#### (5) 里親等委託児童自立支援業務

委託中からこども、里親等、児童相談所、実親等本人の家族等と将来の目標を念頭に置いた話し合いを重ね、自立支援の方向性を検討し自立支援計画に基づき支援を行う必要があることから、里親等及び里親等へ委託されているこども並びに里親等への委託を解除されたこどもに対し、次の①から③を行うこと。

- ① 委託解除前からの自立に向けた相談支援等
- ② 委託解除後の継続的な状況把握及び相談支援等
- ③ その他、自立支援に資する業務

#### 6 留意事項

- (1) 職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た情報等を漏らすことがないように、職員又は職員であった者に対し、個人情報の取扱い等について守秘義務を課すこと。

なお、業務の一部を委託する場合は、委託先との契約においても守秘義務を課すこと。

- (2) 都道府県、市町村、児童相談所、及び里子等の通学する学校並びに必要なに応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等及び里子等並びに里親になろうとする者への支援に当たらなければならない。

特に、児童相談所と連携した対応が重要であることから、児童相談所から里親等及び里子等並びに里親になろうとする者の情報を積極的に取得するとともに、児童相談所においては、里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に関する適切な情報について、里親支援センターに共有すること。

- (3) 里親支援センターは、業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

- (4) 上記のほか、里親支援センターの運営に当たっては、ガイドラインで示した内容を十分に踏まえて実施すること。

#### 7 経費

里親支援センターの運営に関する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知）によるものとする。